



CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2025 SEP (Vol.100)

CONTENTS

シンガポールとジョホールバルとのかかわり～JS-SEZ とフォレストシティの現状～	2
株式会社中国銀行 シンガポール支店	
新興国ニュース 第100回 海外最新ビジネス情報	6
株式会社東京コンサルティングファーム	
マレーシア：プレバジェットの発表	10
Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
還付申請はゴールではないーインドネシア税務調査から裁判対応までの実務ー	12
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榮 颯馬氏	12
タイ会計税務関連最新情報アップデート	15
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
香港の暗号資産ハブ化、ステーブルコイン発行者向けライセンス制度が8月1日より施行	17
香港マイツビジネスコンサルティング	
具体的事例を踏まえた、技術ロイヤリティー送金の諸手続きや日中の税務、税額シミュレーション等の解説	19
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	



株式会社 中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
TEL:086-234-6539
香港支店
シンガポール支店
ニューヨーク駐在員事務所
上海駐在員事務所
バンコク駐在員事務所

cbk_hkbr@fr-chugin.jp
cbk_sgrep@fr-chugin.jp
cbk_ny@fr-chugin.jp
cbk_sh@fr-chugin.jp
cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

シンガポールとジョホールバルとのかかわり

～JS-SEZ とフォレストシティの現状～

株式会社中国銀行 シンガポール支店

1. はじめに

2025 年 3 月号においてシンガポールとマレーシア、とりわけシンガポールの対岸に位置するジョホールバルとのかかわりについて、主に交通の面からお伝えしました。

今回は経済面から両国間の連携について、世界でも珍しい二国間を横断した経済特区構想とその現状をご紹介します。

2. JS-SEZ の概要

シンガポールはマレーシアからの独立後、世界経済の中心地の 1 つとして発展した一方、土地の不足や人件費などのコスト増加が課題となっています。

一方でジョホールバルは豊富な土地や比較的安価な労働コストを背景に、2006 年にイスカンダル計画を発表し国際的なメトロポリス化を目指していますが、インフラ整備の遅れなどの課題も指摘されています。

これらの両国の課題を補い合うかたちで、投資誘致とヒト・モノの移動円滑化を主眼に、2024 年 1 月にマレーシアとシンガポール間で JS-SEZ (Johor-Singapore Special Economic Zone/ジョホール・シンガポール経済特別区) の共同開発に関する覚書を締結し、2025 年 1 月に最終合意に至りました。

JS-SEZ は主に下記の 4 分野で両国が協力するものとされています。

① 経済協力

下図 A～I の 9 つの「フラグシップ・エリア」を対象とし、経済セクターに応じた税制優遇などにより投資誘致を図っています。

② ヒトとモノの移動

現在はマレーシア国民限定ですが、パスポート不要で QR コードによる出入国が可能となっています。シンガポール居住者も QR コードでシンガポールから出国可能となりましたが、マレーシアへの入国は 2026 年以降に可能となるようです。

また、シンガポールとジョホールバルを結ぶ新たな鉄道計画として、「高速輸送システム (RTS)」の建設が進められています。



(出典:「JETRO」ウェブサイト)

③ 人材教育

JTDC（ジョホール人材開発評議会）などと協力し、業界に対応したスキルトレーニングや教育プログラムの強化を行い、フラグシップ・エリアで就業する人材開発を図っています。

④ 投資促進

IMFC-J（JS-SEZ 域内のワンストップ投資促進機関）を設立し、事前相談・投資申請・アフターケアをワンストップで支援することで、行政手続きの簡素化と迅速化が期待されています。

上記の施策により、ジョホールバルに労働集約的・土地集約的な工程を移すことで、シンガポールは金融・研究開発等の高付加価値事業に集中することができるとともに、「シンガポールの研究拠点+ジョホールバルの製造・オペレーション拠点」のパッケージで国際競争力の維持・強化を図っています。

3. JS-JSEZ の優遇制度

JS-SEZ の9つのフラグシップ・エリアへの投資を誘致する施策として、下図のとおりMIDA（マレーシア投資開発庁）はフラグシップ・エリアや指定業種ごとに税制優遇を打ち出しています。

フラグシップ・エリア	対象産業	税制優遇内容
A ジョホールバル市中心部	グローバルサービスハブ	法人税率5%（最長15年間） 不動産購入にかかる印紙税を40%免除
B イスカンダル・プテリ	グローバルサービスハブ	法人税率5%（最長15年間） 不動産購入にかかる印紙税を40%免除
C タンジュン・ペラパス ータンジュン・ビン	スマート物流	投資額の100%を課税所得から控除可能（最長5年間）
D バシルグダン	下流特殊化学製造	Tier 1：法人税率5%または投資税控除100%（最長10年間） Tier 2：法人税率10%または投資税控除60%（最長10年間）
E スナイースクダイ	航空・宇宙産業	法人税率5%（最長15年間）
F スデナク	AI・量子コンピューティング、 医療機器、製薬	新設会社：法人税率5%（最長10年間または15年間） 既存会社：投資税控除100%（最長5年間）
G フォレストシティ	ファミリーオフィス (富裕層の投資・資産管理会社) グローバル金融サービス、Fintech	法人税0%（最長20年間） 法人税率5%（最長20年間）
H ベンゲラン総合石油施設	化学、石油化学	Tier 1：法人税率5%または投資税控除100%（最長10年間） Tier 2：法人税率10%または投資税控除60%（最長10年間）
I デサル	統合型観光プロジェクト	100%投資税控除（最長5年間）
共通	改装費、知的労働者	改装償却控除（初年度20%、年次40%） 知的労働者の所得税率15%（最長10年間）

（MIDA ウェブサイトを参考に作成）

4. フォレストシティ

上述のように経済やインフラなど多岐にわたる両国間の協力によって、JS-SEZ という国境を越えた経済圏の発展が期待されています。

一方で、JS-SEZ は 2025 年 1 月に締結されたばかりです。現在地はどのような状況でしょうか。

JS-SEZ の 1 つであり、金融特区に指定されている「フォレストシティ」に注目しました。

フォレストシティは、中国の不動産バブルを背景に、中国の不動産大手企業が 2016 年に発表した総事業費 1,000 億米ドルにのぼる巨大な不動産プロジェクトです。マレーシアの直接の出資はありませんが、ジョホール州政府系企業が 40% の出資をしています。約 1,400 ヘクタール（東京都渋谷区とほぼ同等の広さ）におよぶ 4 つの人工島を造成し、約 70 万人の居住を想定しています。

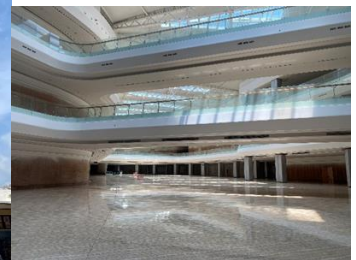
しかしながら、中国政府の国外資本規制による低調な不動産販売実績に加え、新型コロナの流行により開発がストップ。さらに中国の不動産不況によりデベロッパーは経営危機に陥っており、現在は 4 つの人工島のうち 1 つと、居住用物件 2 万 6,000 戸の建設にとどまっています。住人は 1 万 5,000 人ほどで、一部では「ゴーストタウン」とささやかれている状態です。

マレーシアはフォレストシティの未活用インフラを再活用するとともに、中国や中東で知名度のあるフォレストシティを海外投資家へのアピール材料として、JS-SEZ に金融特区として組み込みました。金融特区と聞くと、国際金融センターとしての一面を持つシンガポールと競合するのではと感じますが、フォレストシティはシンガポール金融との相互補完的な関係を目指すようです。シンガポールが国際金融の信頼性・規模・高度金融商品の中心である一方で、フォレストシティは高コスト回避を狙う新興企業や中東・中国資本をターゲットにしています。

とはいえ、長期的にはシンガポールのライバルとなる可能性も拭えません。そのようなフォレストシティの現状を確認すべく、実際に足を運びました。



シンガポールとマレーシアの国境、セカンドリンク橋からみたフォレストシティ。開発途上とはいえ、ひときわ目立っています。未開発の森林を抜けると高層のコンドミニアムが乱立するフォレストシティが見えてきます。



シンボルとも言えるファイナンスセンター。日曜日ですが入口に警備員もおり稼働はしているようです。ただし 2 階からファイナンスセンターに入るとテナントが全くなく工事途中のようでした。高層階中心にテナントが入居しているのだと思いますが、入居率は低そうです。



商業フロアは閑散としており、空きテナントも目立ちます。一方で、プールはたくさんの子ども連れでとても賑わっていました。清掃スタッフなども多く、非常に清潔で整備された印象でした。



住宅棟のスーパーマーケットは賑わいがあるわけではありませんが、生活感が感じられました。住宅棟の駐車場には車がずらりと並んでおり、多くの住人がいることがわかります。ただし、すれ違った住民の多くは中華系であり、地元マレーシア人はほとんど住んでいないように見受けられました。フォレストシティ内で実際に販売されていたコンドミニアムの 1 m²あたりの単価は、最も安いもので MYR12,250/m²であったのに対し、ジョホールバル全体の不動産単価の中央値は MYR3,500/m²程度であり、相場場の 3.5 倍を超える高級コンドミニウムであることも、地元民が少ない理由であるようです。

※1MYR=約 35 円（2025 年 8 月 28 日時点）

5. 最後に

フォレストシティは噂されているようなゴーストタウンではなく、住居エリアには想定した以上の人が住んでおり、一部に賑わいも感じられました。

また、フォレストシティ金融特区の税制優遇の効果もあり、2025 年 4 月時点で 2 つのファミリーオフィス（富裕層の投資・資産管理会社）の進出が決まったほか、32 社が関心を示しており、ファミリーオフィスの拠点としても発展が期待されています。

しかしながら、現時点では商業・ビジネスエリアの空きテナントも多く、シンボルであるファイナンスセンターも開発途上であり、まだまだ発展途上であることが伺えました。ジョホールバル中心地から距離があり、住宅価格も高く地元マレーシア人からの人気がないことが今後の発展のネックになるかもしれません。

インフラは一定程度の整備はされていますが、少なくとも現状では都市のキャパシティやアクセスの悪さ、ローカル人材面および国際的な信頼性などから、シンガポールのように国際金融・Fintech の拠点として成長するには長い道のりとなりそうです。

今後シンガポールとフォレストシティの金融がどのように相互補完し発展していくのか、また JS-SEZ を中心としてシンガポールとマレーシア両国がどのように相互経済発展をしていくのか、引き続き注目していきたいと思います。

シンガポール支店

所在地：

16 Collyer Quay, #24-01/02,

Singapore 049318

TEL： +65-6536-7757

新興国ニュース

第 100 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はベトナム、バングラデシュ、タイの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

～ベトナム～

■法人所得税の損金算入における留意点
(2025 年 8 月現在)

はじめに

法人所得税（CIT）の損金算入は、企業の事業運営において非常に重要な論点であり、正確な情報に基づいたリスク管理が不可欠です。特にベトナムでは、法律と実務の間に乖離が見られるケースが少なくありません。法律が施行されても現場の体制が追いついていなかったり、一つの法改正に伴うべき関連法規の整備が遅れたりすることで、実務上の判断が難しい場面が多々発生します。

特に、先月 2025 年 7 月 1 日には多くの新法が施行されました。本日はその中で生じている「法的なグレーゾーン」と、企業が取るべき実務対応について解説します。

第 1 章：損金算入の 3 大原則

まず基本として、費用が損金として認められるためには、以下の 3 つの条件をすべて満たすことが大前提となります。

これは、法人所得税法をガイドする通達 96/2015/TT-BTC（通達 78/2014/TT-BTC を修正・補足）において明確に規定されています。

1. 事業関連性

費用は、企業の生産・事業活動に直接関連して発生したものでなければなりません。事業に無関係

な個人的支出や、事業目的から逸脱した費用は損金不算入となります。

2. 適切な証憑の具備

全ての経費には、法律の規定に沿った客観的で法的に有効な証憑が必須です。具体的には、以下の書類一式を体系的に保存しなくてはなりません。

VAT インボイス（電子インボイス）： 政令に準拠した形式であることが求められます。

関連書類： 取引の事実と正当性を裏付ける契約書、検収書、見積書など。

社内承認記録： 支出の目的と妥当性を証明する社内稟議書、経費精算書など。これらの証憑が一つでも欠けている、または内容に不備がある場合、その費用は損金算入を否認されるリスクが極めて高くなります。

3. 支払方法の条件

VAT 込みで 2,000 万ドン以上の支払いについては、銀行送金やクレジットカード等の非現金決済を行い、その支払証憑を保存する必要があります。

第 2 章：支払い方法の条件【2025 年 8 月現在の最重要留意事項】

【重要：2025 年 7 月 1 日からの変更点と現状のグレーゾーン】

支払い方法に関する規定は、現在、法人税務において注意すべきグレーゾーンとなっています。理由は下記となります。

新・付加価値税（VAT）法の施行

2025 年 7 月 1 日に施行された新 VAT 法により、500 万ドン以上の仕入インボイスに関して仕入税額控除を受けるためには、非現金決済の証憑（銀行振込や法人クレジットカード決済等）が必須となりました。

法人税（CIT）法における現状

一方で、CIT の損金算入要件を定める現行の通達（Circular 96/2015/TT-BTC 等）では、非現金決済が求められる基準額は「2,000 万ドン以上」のままです。新 VAT 法に合わせて CIT 関連の政令・通達も改正されると予想されますが、2025 年 8 月 10 日現在、まだ正式に発行されていません。

これにより、VAT の控除要件（500 万ドン）と CIT の損金算入要件（2,000 万ドン）の基準額に乖離が生じる「法的なグレーゾーン」が一時的に存在している状況です。

第 3 章：グレーゾーンがもたらす実務上のリスク

このグレーゾーン下で、例えば 600 万ドンの取引を現金で支払った場合、実務上、以下の連鎖的な不利益が発生するリスクが想定されます。

1. VAT 仕入税額控除の否認

まず、改正 VAT 法の規定に基づき、支払った VAT の仕入税額控除が確実に否認されます。

2. 否認された VAT 額の損金不算入

次に、法人税法上、控除が認められなかった VAT 額は「損金（経費）」として算入することができない可能性があります。

3. 経費元本自体の損金算入否認リスク

最も大きなリスクとして、税務調査において「国の決済ルール（この場合は新 VAT 法）に準拠していない取引」と見なされ、**経費の元本そのものも損金性を否認される可能性**が考えられます。

これは、法律の条文に明記されているわけではありませんが、税務当局の裁量的な判断として十分に起こり得るリスクです。

推奨されるリスク管理

したがって、法律上のグレーゾーンが存在する

現状において、税務リスクを完全に排除するためには、最も厳格な基準に合わせる事が賢明です。具体的には、新 VAT 法の基準である「500 万ドン」を法人税務上の事実上の非現金決済基準として運用することを強く推奨します。

現時点では、可能性の範囲でしかリスクを認識できない状況ですが、こちらが会社の資産を確実に守るための最も安全な実務対応となります。今後も関連法規の動向については、引き続き注視する必要があります。

～バングラデシュ～

■登記所（RJSC）への年次申告義務について

バングラデシュの登記所（RJSC：Registrar of Joint Stock Companies and Firms）より、登録事業体に対する年次申告に関する通知が発出されました。

通達概要

RJSC に登録されているすべての事業体は、**年次の法定報告書および必要書類の提出義務**があります。しかしながら、一部の事業体においては、長期間にわたり報告が行われておらず、政府歳入の徴収や機関の管理運営に支障をきたしているとのことです。

この状況を受け、RJSC は登録事業体に対し、同局のオンラインシステムを通じて必要な政府手数料とともに年次報告書等を提出するよう求めています。

提出を怠った場合には、**登録の抹消を含む法的措置が講じられる可能性**があります。

本通達は、外資企業の全ての業態において年次申告を行うことが望ましいと考えられます。

バングラデシュへ進出し、RJSC へ登録されている企業様につきましては、事前にご確認いただくことをおすすめします。

～タイ～

■タイにおける新たな従業員福祉基金制度 (Employee Welfare Fund、以下「EWF」)

従業員が退職や死亡した際に、本人やその家族を援護する制度援護金に充当する金の制度が、従業員が10人以上の会社に2025年10月より適用が開始

※一定のプロビデントファンドに加入している会社は、適用除外。

(プロビデントファンド制度に加入していない従業員がいる場合、適用)

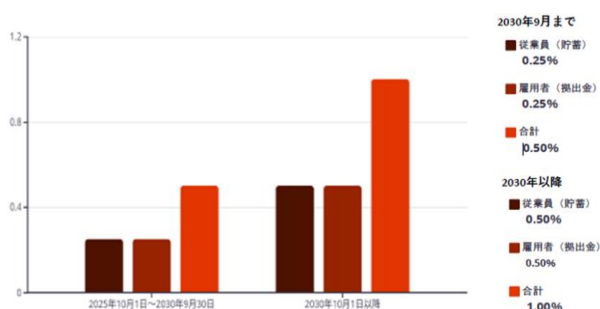
関係機関と負担率

- ・従業員福祉基金委員会

基金の規則や基準を確立し、基金全体を管理する責任を持つ。基金の運営方針を決定し、全体的な監督を行う。

- ・県労働保護福祉事務所

春類の受付、会員登録、コンプライアンス検査、基金送金の監視などを担当する。地域レベルでの基金運営の実務を担当する政府機関。



会社と従業員の拠出率：

2025年10月1日から2030年9月30日までは給与金額の0.25%、

2030年10月1日以降は0.5%

賃金には、残業代（OT）、食事手当、シフト手当、役職手当などが含まれる。

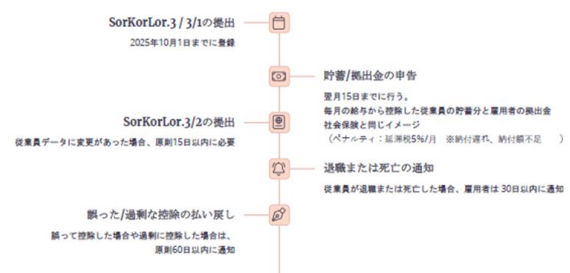
ボーナスや不定期の報酬は除外。

税法上の取り扱いは不明確（明確な法が存在しない）

関連書類

審類	目的	提出者
SorKorLor.3	強制的基金登録	雇用者
SorKorLor.3/1	任意的基金登録	雇用者
SorKorLor.4	登録証明（強制的ケース）	労働事務所発行
SorKorLor.4/1	登録証明（任意的ケース）	労働事務所発行
SorKorLor.3/2	従業員/データ変更の通知	雇用者
SorKorLor.5	死亡時の受取人指定	従業員

スケジュール（期限）



雇用者の主な法的責任

1. 内部方針の強立

基金の運営に関する内部方針を定し、強立する必要がある。

2. 従業員の賃金からの貯蓄控除及び雇用者分の拠出

規定された事に従って従業員の賞金から貯分を控除、及び従業員の貯蓄と同率の雇用者分を選出する義務がある。

従業員の名簿リストを期限内に提出しなかった場合、または情報の更新を報告しなかった場合、労働者保護福祉局に虚偽の情報を提出した場合は、6カ月以下の感役、もしくは10,000 パーツ以下の金、またはその両方がされる。

3. 資金と報告者の提出

翌月 15 日までに資金と報告者を提出しなければならない。

4. 退職、定年、死亡時の通知と払い戻し

従業員が退職、定年退職、または死亡した場合に通知し、資金を払い戻す務がある

【参考】

Amendment Employee Welfare Fund
Amendment the employee welfare fund - TH
[http://Announcement \(TH\)](http://Announcement (TH))

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 20 か国超に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている。

また、新興国投資に対応したデータベース

「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載。(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している。

問合せ先：f-info@tokyoconsultinggroup.com

マレーシア：プレバジェットの発表

Kato Business Advisory Managing Director

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日本国公認会計士 加藤 芳之氏

<ポイント>

- プレバジェットが8月8日に発表
- 政府は2025年度の成果を強調

<プレバジェットの発表>

N子：加藤さん、8月8日にプレバジェットが発表されましたね。

加藤：そうですね。例年通りプレバジェットが発表されました。

N子：どのような内容ですか？

加藤：はい。まずは、2025年度の経済状況です。

- 一) GDP成長率は4%~4.8%(2024年:5.1%)
- 二) 1.5%~2.3%の低インフレ率(2024年:1.83%)
- 三) 失業率は3%(2024年:3.2%)
- 四) 財政赤字は-3.8%(2024年:-4.1%)

N子：悪くない数字ですね。

加藤：そうですね。GDPだけは少し前年割れしていますが、それでも4%以上の見込みですから、悪くないですね。ちなみに2025年第1四半期は4.4%、第2四半期は4.5%と推定されています。

N子：通期予測は、家計消費、投資、建設に牽引され、4%から4.8%の間とのことですか。

加藤：はい。またGDPが順調に伸びている割には、インフレ率が高くないんですよ。2025年6月には1.1%に低下しており、これは52カ月ぶりの低水準です。売上サービス税(SST)の拡大、最低賃金の引き上げ、合理化を目的とした補助金などの改革措置が実施されているにもかかわらず、年間は1.5%~2.3%になると予想されています。

N子：はい。

加藤：労働市場ですが、2025年5月の失業率は3%(2025年4月以来の低水準)となっています。

2025年5月の失業者数は、前年同月の55万4,100人に対し、前年同月比5.7%減の52万2,400人でした。

N子：なるほど。

加藤：財政健全化ですが、赤字は歳入拡大と対象を絞った補助金に支えられ、3.8%(2024年の4.1%から)を目標としました。ちなみに国債発行額は、2022がRM99.4b、2023年RM92.6b、2024年RM76.8bです。私は、個人的な意見ですが、財政健全化よりも臨機応変に財政政策をやるべきと思っていますので削減一辺倒が評価すべきことなのかどうかは分かりませんが、少なくともGDPが落ちていない間に債務削減する事はやはり評価すべきでしょう。

N子：そうですね。

加藤：また通貨リングの推移ですが、2025年8月6日現在、5.8%上昇して4.2270リングgit/米ドルとなり、アジアで最もパフォーマンスの高いものの1つです。

N子：はい。

<これまでの成果>

加藤：あと具体的な成果として、8点を挙げています。

a)承認された投資：2024年にRM384.4b(過去最高)。2025年第1四半期にはRM89.8b(前年同期比+3.7%)。

b)ソブリン信用格付け：A3(ムーディーズ)、A-(S&P)、BBB+(フィッチ)-すべて安定しています。

c)グローバル競争力：IMD 世界競争力ランキング2025で11ランク上昇して23位。

d)GEAR-uP：半導体やエネルギー転換などの高成長・高価値(HGHV)セクターへの国内直接投資(「DDI」)でRM11b。153,000人の労働者の最低生活賃金はRM3,100です。

e)ターゲットとする補助金: STR + SARA の割り当ては(RM10b から)RM15b に増加。18+歳のすべての MyKad 保有者に対する RM100 の 1 回限りの SARA クレジットが含まれます。

f)歳入対策: SST の拡大、電子請求書発行、納税者番号(TIN)、グローバルミニマム税により、課税ベースは GDP の 12.4%に拡大されました。

g)インフラ: LRT3、ETS 延長、ECRL、RTS リンク、ジュル-スンガイ・ドゥア・ハイウェイ、スルタナ・アミナ 2 病院、RTB コタバル、パン・ボルネオ・ハイウェイ、サバ州とサラワク州の地方公共事業。

h)2026 年の見通し: 民間投資、雇用の安定、現金給付、賃金上昇、2026 年マレーシア訪問の観光活動の活性化に支えられた世界的な緊張の中で、緩やかな成長。

加藤: 今回は、続きとして、2026 年度予算の重点分野について話したいと思います。

N 子: 有難うございました。

NNA 隔週記事 (出所: NNA)

Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名 (2020 年 11 月 時点)

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援: 設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援: 移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援: バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

ーお問い合わせ先ー

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12,
Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning,
40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯: +60-12-371-0369

還付申請はゴールではないーインドネシア税務調査から裁判対応までの実務ー

PT. BridgeNote Indonesia（マイツグループ）
榮 颯馬氏

インドネシアにおける税金の還付申請（Restitusi）は、単なる返金手続きではありません。特に法人や VAT（PPN）還付の場合、申請がそのまま税務調査（Pemeriksaan）につながるケースが多く、場合によっては異議申立（Keberatan）や税務裁判（Banding）まで発展することもあります。

本稿では、還付申請から税務調査、そして税務裁判に至るまでの全体の流れと、各段階で押さえておくべき実務上のポイントを、会計・税務の専門家の視点から解説します。制度的な期限や必要書類、納税者としての権利義務を理解することで、無駄な時間やコストの発生を防ぎ、より有利な結果を導くことが可能となります。

1. Restitusi（還付申請）の流れと内容

1-1. Restitusi とは

税金の「過払い」または「支払うべきでない税金」を返還してもらう権利であり、納税者の正当な権利として認められており、税務当局の責務でもあります。

1-2. 申請の種類と提出手段

還付申請（restitusi）は、SPT（確定申告書）の「超過納税」部分に対応する欄に記入して提出します。申請方法には以下の2種類があります：

- ・ Pengembalian Pendahuluan（事前還付）：一定の条件を満たす納税者（例：個人 100 百万ルピア以内、法人 1M、低リスク PKP）は、行政的審査により迅速に還付されます。

- ・ 通常の restitusi（監査付き還付）：申請に対して書類の監査（audit）が行われ、最大 12 ヶ月以内に還付処理される枠組みです。

1-3. 事前還付の期間（Pengembalian Pendahuluan）

- ・ 個人 PPh：15 営業日以内
- ・ 法人 PPh／PPN：1 ヶ月以内
- ・ 低リスク PKP：1 ヶ月以内

この期間内に還付決定（SKPPKP→SPMKP）され、さらに実際の振込は数日以内です。

1-4. 通常還付（restitusi）の期間

監査（audit）を伴う還付申請では、監査の上で SKPLB（Surat Ketetapan Pajak Lebih Bayar：超過納税決定通知書）が発行され、還付が行われます。発行まで最長 12 ヶ月ですが、発行後 1 ヶ月以内の還付を目指します。期限を超えると月 2% の遅延利息が付与されます。

2. 税務調査（Audit／Pemeriksaan）とその対応

2-1. Restitusi 申請による監査の開始

還付申請（特に通常申請）は、自動的に税務調査のトリガーとなります。これは自己申告制度（self-assessment）の一部として制度化されています。

2-2. 税務調査の種類と流れ

DJP（税務総局）が行う調査には以下のタイプがあります：

- ・ 調査対象の全体を対象とする「完全調査」
- ・ 特定項目に絞った「焦点調査」
- ・ さらなる特定項目に限定した「特定調査」

調査資料の収集・検証が行われ、SP2（調査開始通知）や SPHP（調査結果通知）の送付が適切に



行われる必要があります。これが不備だと調査結果の正当性が疑われるリスクがあります。

2-3. 調査期間の目安

- ・現地調査 (lapangan) : SPHP 発行まで最大 6 ヶ月。更に結果報告 (LHP) まで+2 ヶ月。
- ・事務所調査:最大 4 ヶ月。補足しなければ SPHP までの猶予は延長可。

2-4. 調査終了後の文書返却

調査終了後、税務署は納税者の帳簿・記録を返却する義務があります。

3. 異議申立 (Keberatan) から税務裁判へ

3-1. 異議申立 (Keberatan) の提出

調査結果 (SKPLB など) の通知を受けた後に不服があれば、異議申立を行います。Keberatan は税務署内での再検討段階です。※本稿は後続に至った事例として進めます。

3-2. Banding (裁判所への控訴)

- ・異議申立の結果に不服な場合、3 ヶ月以内に ****Pengadilan Pajak (税務裁判所) ****へ Banding を提起可能。
- ・e-Tax Court (電子申立) によるオンライン手続きも可能に整備されており、「迅速・簡単・低コスト」の理念に沿っています。

3-3. Banding の流れ

- (1) 納税者が Banding 書を提出 (3 ヶ月以内)
- (2) 税務署から ****Surat Uraian Banding (SUB) ****の提出要求 (14 日以内)
- (3) 税務署は SUB を 3 ヶ月以内に提出 → 納税者へ写しが 14 日以内に送付 → 納税者

は 30 日以内に ****Surat Bantahan (反論書) ****提出

- (4) 法廷が召集され、6 ヶ月以内に審理を開始 (形式的には 11 ヶ月以内に審理完了)
- (5) 判決は 30 日以内に通知、税務署は 30 日以内に執行

3-4. Putusan Banding (裁判所の判決)

判断結果は以下の通り: 全額認容、一部認容、棄却、加算、取り消し、修正など多様です。判決は確定力をもち、直ちに執行可能 (原則) です。

3-5. Peninjauan Kembali (上告)

Banding 判決に不服がある場合、****Mahkamah Agung (最高裁判所) ****に対し、3 ヶ月以内に Peninjauan Kembali (PK) を申請可能。ただし、新証拠 (novum)、詐欺・偽証など特別な理由が必要です。

4. 全体のフローチャート

フェーズ	主な流れ
還付申請	Restitusi (SPT 提出) → Pengembalian Pendahuluan (即時還付) または 通常還付 (監査を伴う)
税務調査	SP2 → SPHP → LHP → SKPLB 発行 → 還付 or 修正税賦課
異議申立て	SKPLB に対して納税者が異議申立
税務裁判 (Banding)	異議申立の結果に不服 → Pengadilan Pajak → Banding → SUB・反論書 → 審理 → 判決
上告 (PK)	判決に異議 → MA に Peninjauan Kembali 申請 (特別要件必要)

5. まとめ

インドネシアでの還付申請（Restitusi）は、単に過払い税の返金を求める手続きではなく、ほぼ必ず税務調査を伴う重要なプロセスです。特に法人やVATの還付では、申請後の調査で取引証憑や会計記録の整合性が厳しく検証され、不備があれば追加課税や還付額の減額が行われます。さらに、調査結果に不服があれば異議申立（Keberatan）、それでも解決しなければ税務裁判（Banding）へと進むため、時間的・人的コストは大きくなります。

企業がこのプロセスをスムーズに進めるためには、

- ・ 還付申請前から証憑や帳簿の完全性を確保すること

- ・ 調査開始通知（SP2）受領後は期限管理と資料提出を徹底すること

- ・ 各段階の法定期限・権利を正確に把握し、必要に応じて専門家を活用すること

が不可欠です。

制度の流れと実務上のポイントを理解し、戦略的に対応することで、不要な紛争やコストを回避しつつ、正当な還付を確保することが可能となります。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia（マイツグループ）

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman

E.3.3

Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan

12950

Eメール：so-sakae@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

タイ会計税務関連最新情報アップデート

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)
(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、タイの最新ビジネス情報についてお届けいたします。

BOI の労働許可に関するポリシー改定について

BOI 奨励事業に従事する外国人の労働許可に関するポリシーが更新されました。前回の通達 (No.Por.3/2024) より細部に見直しが施され、今回の通達全体が適用されることになりました。

なお、本通達 (No.Por.8/2025) の適用開始日と主な変更点の概要は下記のとおりです。

適用開始日

- 1) 2025 年 6 月 5 日以降に発行された奨励プロジェクトは 2025 年 10 月 1 日から適用開始
- 2) 上記以前に発行された奨励プロジェクトは 2026 年 1 月 1 日から適用開始

雇用比率の条件

- 1) 100 名超を雇用する製造事業については、外国人の雇用数は BOI 事務局が定めた人数を超えてはならず、当該法人におけるタイ人雇用比率は、総雇用数の 70%未満としてはならない。
- 2) 100 名以下の製造事業またはサービス業についてはタイ人の雇用比率の規定は設けない。

職位別の審査条件

下記の職位について、期間の延長を希望する場合は、外国人の給与を PND.1K*で審査されます。

なお、延長申請日に当該職位に就いて 1 年未満の場合は PND.1*で審査されます。

(*PND.1K : 年次所得税申告書、PND.1 : 月次所得税申告書)

審査条件

なお、許可された職位への就労は以下に従って審査されます。(タイ語原文を引用)

5.1 重役職については、27 歳以上、かつ、5 年以上の経験を有していること、かつ、平均月給が 150,000 バーツ以上であること。ただし、執行取締役、社長、CEO、会長には適用しない。

5.2 管理職については、27 歳以上、かつ 5 年以上の経験を有していること、かつ、平均月給が 75,000 バーツ以上であること、学卒以上の学歴を有する者の平均月給は 50,000 バーツ以上であること。

5.3 ワークステーションのオペレーターである者については、22 歳以上、かつオペレーターに關係する学歴を有し、2 年以上の経験を有していること、あるいは、オペレーターに關係する学歴を有していないが 5 年以上の経験を有していること、かつ、平均月給が 50,000 バーツ以上であること。

5.4 科学技術の開発者である職位については、22 歳以上であること、科学技術に關係する学歴を有し、2 年以上の経験を有しているか、学歴は有していないが 5 年以上の経験を有しているか、かつ、平均月給が 75,000 バーツ以上であるか、あるいは学卒以上の学歴を有する者は 50,000 バーツ以上の平均月給を有していること。

5.5 エンジニアの職位については、22 歳以上であること、エンジニアに関する学卒以上の学歴を有し、2 年以上の経験を有しているか、あるいは学歴がない場合、10 年以上の経験を有しているか、かつ、平均月給が 75,000 バーツ以上であるか、あるいは学卒以上の学歴を有する者は 50,000 バーツ以上の平均月給を有していること。

5.6 IT 専門家の職位については、22 歳以上であること、かつ、IT に関する分野の学卒以上の学歴を有し、2 年以上の経験を有しているか、あるいは学歴がない場合、5 年以上の経験を有しているか、かつ、平均月給が 75,000 バーツ以上であるか、あるいは、学卒以上の学歴を有する者は、50,000 バーツ以上の平均月給を有していること。

5.7 TISO、IBPO については、22 歳以上であること、かつ、事業に関連する研修を受けたことを示す証拠を有していること、かつ、平均月給が 35,000 バーツ以上であること。

5.8 教諭については、22 歳以上であること、かつ、適格な学歴を有し、2 年以上の経験があるか、あるいは、学歴を有しないが 5 年以上の経験を有すること、かつ、教諭としての任命書及び教諭機関（Khurusapha）からの認可書を有していること。許可された職位と同じ期間について就労を認める。

5.9 パイロットについては、22 歳以上であること、適格な学歴を有し、2 年以上の実務経験を有しているか、学歴はないが 5 年以上の実務経験を有していること、かつ、外国人パイロットとしての資格を記す書類及びタイ国民間航空機関からの認可書を有していること。許可された職位と同じ期間について就労を認める。

【留意事項】

本 BOI ポリシーにつきましては、通達に基づく情報をもとにご案内を差し上げておりますが、現時点では実務上の詳細が明確に示されておらず、弊社事務所としても具体的な運用方法の判断が難しい状況でございます。

また、通達内容の解釈をめぐり情報が錯綜していることから、現在は BOI による正式な運用ガイドラインの発表を待って更新する予定でございます。

BOI 通達（タイ語原文）参照：

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

香港の暗号資産ハブ化、ステーブルコイン発行者向けライセンス制度が 8 月 1 日より施行

香港マイツビジネスコンサルティング

<暗号資産ハブを目指して>

香港政府は近年、暗号資産（仮想通貨）を積極的に支援する姿勢を見せています。暗号資産は中央銀行や政府によって発行されるのではなく、ブロックチェーン（デジタル台帳）と呼ばれる技術を基盤に、分散型ネットワーク上で取引・管理されるデジタル資産です。香港はアジアの暗号資産ハブ化を目指しており、関連するライセンス制度や投資家の保護措置、インフラ整備を積極的に進めています。

ビットコイン(BTC)をはじめ、暗号資産は現在アクティブに取引されているだけでも 1 万～2 万種類あります。国や地域の取引所によって取り扱う銘柄が異なり、特定の銘柄の取引が制限されていたり、取り扱いが無かったりします。

主な銘柄と特徴：

- ビットコイン(BTC)・・・世界初の仮想通貨
- イーサリアム(ETH)・・・スマートコントラクト機能を持つ
- アバランチ(AVAX)・・・高速な取引が可能、柔軟なネットワーク設計
- チェーンリンク(LINK)・・・分散型オラクルネットワーク
- ソラナ(SOL)・・・高速取引と低手数料を実現する次世代ブロックチェーン
- リップル(ERP)・・・国際送金の効率化を目指し、金融機関での利用が期待されている
- ステーブルコイン(USDT,USDC,DAI)・・・米ドルなど法定通貨に連動、価格が安定

<香港の暗号資産の歴史>

香港の暗号資産の歴史を振り返ると、近年急速に発展しているのが分かります。

2009 年、ビットコインが登場すると世界的の関心が高まり、香港でも一部の投資家により取引が行われましたが、海外の取引所を通じた取引でした。世界各国において暗号資産についての規制はまだほとんどありませんでした。

2013 年～2016 年、中国本土が資金の海外流出を警戒し暗号資産を締め出す一方で、香港は暗号資産の振興を前向きに進めました。

2017 年～2019 年、詐欺的なプロジェクトの増加から金融管理局(HKMA)、証券先物委員会(SFC)が暗号資産取引所に対し規制を導入しライセンス制度ができ、香港を拠点とする暗号資産取引所の設立が進みました。

2020 年～2022 年、暗号資産に対する規制を明確化し、投資家の保護や市場の安定を図るための措置が講じられるようになりました。取引所の登録制度が始まると、香港から移転するプロジェクトも見られました。

2023 年 6 月より個人投資家向けにビットコイン(BTC)、イーサリアム(ETH)などの暗号資産取引を解禁する新ライセンス制度を導入しました。一部の取引所やサービスプロバイダーにライセンス制度を義務付け、香港で中央管理型仮想通貨取引所(VATP)を運営するには、証券先物委員会(SFC)によるライセンスが必須になりました。

2025 年 1 月 16 日、新たなライセンス取得プロセスが導入され、2 段階だった外部評価が 1 段階に簡略化されました。契約は SFC、申請者、外部評価者の三者間になりました。

2025 年 8 月 1 日、ステーブルコイン発行者向けに新ライセンス制度が導入されました。

＜ステーブルコイン新ライセンス制度について＞

2025 年 5 月 21 日に立法会で「ステーブルコイン条例案」が可決し、2025 年 8 月 1 日より「ステーブルコイン条例（穩定幣條例）」が施行され、同日よりライセンスの申請受付が開始されました。ステーブルコインは価格が安定するよう米ドルなどの法定通貨と固定（ペッグ）することによって一定の価値を維持する暗号資産です。この条例により、香港でステーブルコインを発行する企業、香港ドルに連動するステーブルコインを香港内外から発行する者、香港で大衆向けにマーケティングや広告を行う者は、ライセンスの取得が義務付けられます。今後は金融管理局(HKMA)からライセンスを取得した業者だけがステーブルコインを発行できるようになります。最初のライセンス発行は 2026 年 1 月予定と発表されています。ライセンス取得には最低払込資本金が 2,500 万香港ドル以上あること、準備資産による裏付けがあること、香港内に実質的なオフィスがあること等の細かい要件があります。8 月 1 日から 6 か月間は経過期間が設定されており、既存のステーブルコイン発行者で規制要件を満たす安定発行者である場合は暫定ライセンスが付与されます。

香港は世界初のステーブルコイン発行に関して規制を持つ暗号資産の市場となります。新規制では実名登録(KYC)が必須で、発行者にはステーブルコイン保有者の身元確認が義務付けられます。これにより機密やプライバシーの原則に反するとの懸念もあり、香港の競争力を阻害するのではという声もありますが、金融管理局はマネーロンダリングやテロ資金対策には必要不可欠と説明しています。

＜香港の暗号資産市場の魅力＞

各国の暗号資産への規制が異なる中、香港は規制の明確さ、ライセンス制度の充実で、暗号資産の市場拡大に前向きなスタンスを取っています。そして世界的な金融センターである香港では、キャピタルゲイン税が課されません。日本であれば利益の半分以上を税金として納税しなければなりませんが、暗号資産の取引によって出た利益は基本的に非課税です。これは投資家にとって非常に有利な環境で、大きなメリットと言えるでしょう。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能です。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

具体的事例を踏まえた、技術ロイヤリティー送金の諸手続きや日中の税務、税額シミュレーション等の解説

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

昨今、一部地域では、技術ロイヤリティー送金の増値税免税に対する実務対応に厳格化の動きがみられます。

本稿では、当該具体的な事例を踏まえた、技術ロイヤリティー送金に係る現地法人と日本本社の関連税務及び税額のシミュレーションと増値税免税の関連手続き等を説明の上、留意すべき関連税法を提示します。

1. 増値税免税を巡る技術ロイヤリティー送金の厳格化

直近事例：

広東省 A 社は、日本本社から長期に亘る技術供与を受け、日本本社に対して技術ロイヤリティー送金を実施。

この際、増値税に関して免税措置を受けていた。今般、同様に増値税免税を前提とした送金に対し、当該契約書上に“特許番号の記載が無い”ことを理由に現地当局より承認が下りず、送金ができない状態となった。

まず、現地法人の“ライセンス技術の輸入”に際しては、以下の手続きが必要です。

- ① 技術輸出入管理条例に基づく自由技術か制限技術かにより技術輸入契約の登録証若しくは許可証の取得
- ② 特許技術を含む/含まないの別により、知識産権局/技術契約登録機構への技術契約の認定・登録ⁱⁱ

その上、技術ロイヤリティーの支払いにおいて、通常、日本本社が送金を受領する際、(後述の)企業所得税(税率 10%)と増値税(6%)が源泉徴収されますが、増値税は適用要件に該当すれば免税措置が享受できますⁱⁱⁱ。

本例は、現地法人が、日本本社の特許技術の供与に対して技術ロイヤリティーを数年に亘り送金していた所、今年に入り、従来の「基本契約書+覚書(特許番号記載)」では形式が整っていない^{iv}として、もし免税措置を享受するのであれば、“基本契約書上に特許番号を記載”する形式での再手続きが求められました。

従い、もし当局通りの指示に従うとすれば、以下の方法を採用する必要がある、具体的な検討は後述します。

- 方法 A: 当局の指示通りに、契約書を再作成(増値税免税を前提に各種の諸手続きの完了後、送金)
- 方法 B: 増値税の免税享受では無く、今後は仕入れ税額控除を前提とした対応を実施

2. 実務対応事例及び税額のシミュレーション

今回、論点の一つに増値税免税^vが挙げられます。まず、増値税では役務・無形資産取引の販売側、購入側のいずれかが中国国内にいれば原則、課税対象取引となる為、国外で提供された役務は原則、不課税取引となる(日本の)消費税とは大きく異なります。この為、もし増値税の免税措置を享受しなければ、当該ロイヤリティー送金時に、原則、輸入者側の現地法人が源泉徴収義務者となる建付けです^{vi}。

従って、上記 1 の方法 A と方法 B では、一見すれば増値税の免税を享受できる方法 A が有利にも思えますが、次頁表①～③のシミュレーションの通り、必ずしも、免税適用が有利とはいえない建付けです。

前提：技術ロイヤリティー金額を100（とした、企業所得税と増値税の源泉徴収額）

①【増値税免税】

ロイヤリティー送金金額	100.00
△増値税額	0.00
△企業所得税額	10.00
手取り受領金額	90.00

FYI: 0=免税措置を享受
 $10=100 \times 10\%$

②【増値税を本社負担】

ロイヤリティー送金金額	100.00
△増値税額	5.66
△企業所得税額	9.43
手取り受領金額	84.91

FYI: $5.66=100/(100+6\%) \times 6\%$
 $9.43=(100-5.66) \times 10\%$

③【増値税額を現地法人負担】

ロイヤリティー送金金額	106.00
△増値税額	6.00
△企業所得税額	10.00
手取り受領金額	90.00

FYI: $6=100 \times 6\%$ or $106/(1+6\%) \times 6\%$
 $10=(106-6) \times 10\%$

* 尚、現行の増値税関連規定では、取引金額に内税（増値税込み）か、外税（増値税別）かの明記が無い場合、増値税は内税扱いだが、増値税法では“増値税は外税とし、課税取引の販売価格には増値税の税額を含まない”と定めており、同法施行後の契約金額と税額負担方法に、注意が必要。

* * 本件は、増値税免税及び負担方法の違いを説明するもの。企業所得税は一律に日本本社負担としている。

上記①の通り、増値税の免税措置を享受した場合、日本本社の手取りは90となります。一方、上記②は源泉納上表①は“増値税免税”、増値税の税額を上表②は“日本本社負担”、上表③は“現地法人負担”とした例です。

結果として、上記③は日本本社が増値税免税を享受した場合と同額の手取り金額（上記では90）を回収可能であり、更に増値税免税が（50%免税等の）一部免税であれば、寧ろ、①よりも本社の回収可能金額は増加します。

また、上記③では現地法人に一旦キャッシュアウト106が発生するものの、同法人側で売上増値税額から仕入税額（6を）控除すれば、最終的なキャッシュアウトは（106-6）となり、免税措置のケース（上表①）と同額です。

従って、上述を踏まえれば、原則的には、敢えて、免税措置を享受するメリットが特段生じない建付けです。

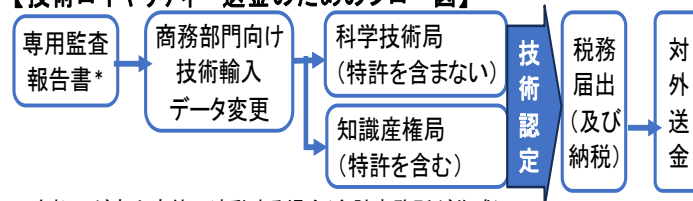
但し、中国の増値税は、免税売上に対応する仕入増値税の税額控除を認めない^{vii}（すなわち、上記③の（仕入）増値税額6が免税売上に紐づいていれば、日本本社の手取り金額に変化が無い一方で、現地法人は税額/キャッシュフロー共に負担増となる建付けに、留意が必要です。

（尚、2021年9月以降、日本本社等の非居住者が中国企業（現地法人を含む）に対し役務提供を実施した際に、増値税額を基準に算出する都市維持建設税等の付加等付加税は源泉徴収されない制度に変更されました^{viii}。）

3. 増値税免税の関連手続き

もし現地法人に仕入税額控除ができる売上増値税があるならば、敢えて、増値税免税の譲受は不要とも考えます。一方、上述の通り、現地法人が仕入税額を控除できない場合、確かに方法A（増値税免税）を検討する必要があります。下表は、技術ロイヤリティー送金に必要な（前頁1-①の）技術輸入許可証又は技術輸入契約登録証を契約当初に取得済との前提下、増値税免税を享受すべく必要な（前頁1-②の）“契約の（再）認定・登録⇒送金”のためのフロー図であり、手続きに一定の煩雑さが生じる点に留意が必要です。

【技術ロイヤリティー送金のためのフロー図】



* 支払いが売上高等に連動する場合(会計事務所が作成)

4. 日本側の税務

前頁のシミュレーション②と③を例とした、日本側の仕訳例は以下の通りです。

シミュレーション②	
<借方>	<貸方>
現預金 84.91	売上 100
法人税等 9.43 (企業所得税)	
租税公課 5.66 (増値税額)	

シミュレーション③	
<借方>	<貸方>
現預金 90	売上 100
法人税等 10 (企業所得税)	
* 増値税：現地法人負担、企業所得税：日本本社負担とした仕訳例	

企業所得税は外国税額控除の選択が可能（この場合、損金不算入）、増値税は損金算入として処理します。

5. まとめ

繰り返しになりますが、源泉徴収される増値税額について仕入税額控除が可能であれば、敢えて“増値税免税を享受しない”との選択肢もあり、日中の税額シミュレーションを含む、諸条件を踏まえた検討が望まれます。

尚、中国の立法動向として、2024 年 12 月に「技術契約認定登記管理弁法」（意見聴取稿）^{ix}が公開され、24 年振りの改定に向け審議が進められています。同弁法による技術ロイヤリティーに係る更なる規範化の進展や、2026 年 1 月 1 日施行の増値税法を踏まえ、最新の審議動向や実務対応への留意も必要と考えます。

マイツグループ

日本国内に 3 拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に 10 拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】：<http://www.myts.co.jp>

【TEL】03-6261-5323／【FAX】03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら）Email：yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。

ⁱ 原文 URL: [中华人民共和国技术进出口管理条例-中国法治网](#)

ⁱⁱ 知識産権局への届出⇒原文 URL: [特許実施許諾契約登録管理弁法.pdf](#)

技術契約登録機構への届出⇒原文 URL: [关于印发《技术合同认定登记管理办法》的通知](#)

ⁱⁱⁱ 増値税の関連解説は既往 JP マイツ通信(2025 年 2 月号、2023 年 5 月等)、上海通信(2019 年 8 月)等のマイツグループ・ニュースレターを参照のこと

URL: [ニュースレター アーカイブ | 株式会社マイツ](#)

原文 URL: [国家行政法规库](#)(現行規定、第 10 条)/原文 URL: [中华人民共和国増値税法](#) [中国政府網](#)(2026 年 1 月施行、第 22 条)

^{iv} 原則に基づけば、特許実施許諾契約登録弁法(第 9 条)に当該契約書に特許番号の記載も求められている。

^v 例外として、“リバースチャージ方式”がある。URL: [国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について | 国税庁](#)

^{vi} 増値税法(第 15 条)を参照のこと。原文 URL: [中华人民共和国増値税法](#) [中国政府網](#)

^{vii} 増値税法(第 22 条)等を参照のこと。

^{viii} 当該政策変更の内容及び付加税の取扱い等の詳細は、JP マイツ通信(2021 年 11 月号)を参照のこと。

^{ix} 原文 URL: [4fbffb885226434ea2b1b8fa865c31d8.doc](#)